

「平成 21 年 6 月 源泉徴収のあらまし」の訂正について

32 頁の「(ハ) 無償返還の届出がある場合の賃貸料相当額」につきまして、以下のとおり訂正いたしましたので、ご利用に当たってはご注意願います。

(注) 下線部分は、訂正箇所を示します。

正	誤
<p><b>(32 頁)</b> (ハ) 無償返還の届出がある場合の賃貸料相当額 ・・・(省略)・・・ なお、法人税基本通達 13-1-2 に定める相当の地代の額は、その土地の更地価額に対しておおむね年<u>6</u>%相当額とされています (<u>平元直法 2-2</u>、平 3 課法 2-4 改正)。</p>	<p><b>(32 頁)</b> (ハ) 無償返還の届出がある場合の賃貸料相当額 ・・・(省略)・・・ なお、法人税基本通達 13-1-2 に定める相当の地代の額は、その土地の更地価額に対しておおむね年<u>8</u>%相当額とされています (<u>昭 55 直法 2-15</u>、平 3 課法 2-4、<u>平 19 課法 2-3</u>改正)。</p>